

アライアンス・バーンスタイン・ エマージング成長株ファンド (SMA専用)

追加型投信／海外／株式

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年1回	エマージング	ファミリー ファンド	なし

※商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行う「アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド(SMA専用)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年8月29日に関東財務局長に提出しており、平成23年8月30日にその届出の効力が生じております。

- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、受託会社にて保管されますが、信託法により、受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。また販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。請求目論見書には信託約款全文を掲載しています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

■ 委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)
アライアンス・バーンスタイン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第303号
設立年月日: 1996年10月28日 資本金: 130百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額: 715.787百万円 (2011年7月末現在)

電話番号 03-3240-8660(営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス <http://www.alliancebernstein.co.jp>

■ 受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)
三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

長期的な信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

ファンドの特色

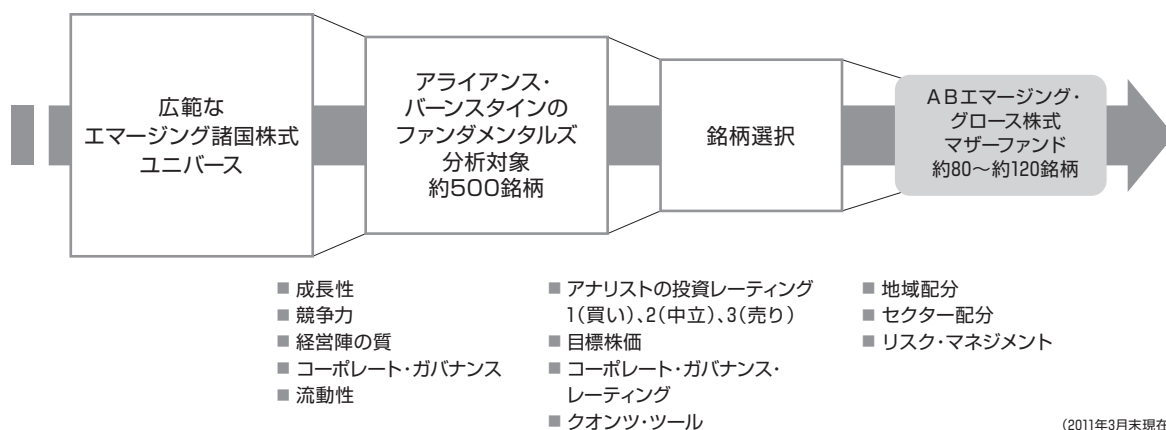
1 マザーファンド*1を通じて、主として新興国*2の株式に分散投資します。

*1 マザーファンドは、ABエマージング・グロース株式マザーファンドです。

*2 新興国とは、一般に経済が成長段階あるいは発展途上にある国々のことをいいます。エマージング国、発展途上国等と称されることもあります。

2 エマージング諸国市場担当のアナリストの徹底した調査に基づきポートフォリオを構築します。

運用のプロセス



- アライアンス・バーンスタイン*1のエマージング諸国市場担当のアナリストが徹底した現地調査を行い、企業の成長性や競争力、コーポレート・ガバナンス*2等を精査します。
- アナリストは、ファンダメンタルズ分析に基づき個別銘柄の投資レーティングや目標株価を決定するとともに、コーポレート・ガバナンス・レーティング*2の付与を行います。
- エマージング諸国市場グロース株式運用の責任者、欧州/中東/アフリカ、アジア、中南米の各地域の担当者、およびエマージング諸国市場グロース・リサーチ・ディレクターから成る運用チームが、アナリストの調査・分析を基にポートフォリオを構築します。
 - 個別銘柄の選定はアナリストの投資レーティングやコーポレート・ガバナンス・レーティング等に基づき行われます。
- ポートフォリオ全体のリスク管理等は、上記の運用チームが中心となって行います。

*1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ビーとその傘下の関連会社を含みます。

*2 コーポレート・ガバナンスとは、企業統治と訳され、一般的に「企業活動を律する枠組み」のことをいいます。アライアンス・バーンスタインではエマージング諸国株式の調査・分析においてコーポレート・ガバナンスを重視しており、情報開示、会計基準、取締役構成、企業倫理等の項目について評価し、3段階のレーティングを付与します。

3 マザーファンドの運用の一部は、アライアンス・バーンスタインのグループ会社に委託します。

■ 運用指図に関する権限委託：株式等の運用

※ 国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

委託先(投資顧問会社)：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

4 MSCIEマージング・マーケット・インデックス(円ベース)*をベンチマークとします。

* MSCIEマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が世界のエマージング諸国の株式市場のパフォーマンスを測るために開発した指数で、各国の株式時価総額等をベースに算出されたものです。MSCIEマージング・マーケット・インデックス(円ベース)は、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(米ドルベース)をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円ベースに換算したものです。

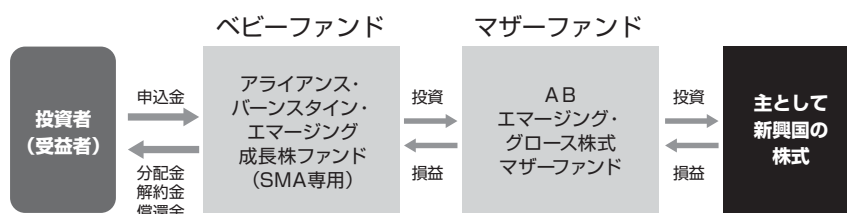
※ 投資対象国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

5 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

6 ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

ファンドの仕組み



分配方針

■ 原則として、毎決算時(毎年5月29日。休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づき分配します。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

主な投資制限

- 株式への投資割合 株式への実質投資割合は、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

投資リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて主として株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

株価変動リスク

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響で株価が変動し、損失を被るリスクがあります。

為替変動リスク

実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

信用リスク

投資対象金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、リスクが高くなります。

流動性リスク

市場規模や取引量が限られる場合などに、機動的に金融商品等の取引ができない可能性があり、結果として損失を被るリスクがあります。

他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象とする他のベビーファンドでの設定・解約等に伴うマザーファンドでの組入金融商品等の売買等が生じた場合、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

- 運用ガイドラインの遵守状況の監視
運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。
- パフォーマンスの検証
ファンドのパフォーマンス分析結果は投信戦略委員会に定期的に報告され、運用状況の検証が行われます。

ファンドの運用実績

基準価額・純資産の推移



基準価額	18,123円
純資産総額	20.8億円

基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。税金、申込手数料など考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

資産構成比率

組入資産	比率 (%)
マザーファンド	100.1
現金等	-0.1
合計	100.0

分配の推移

決算期	分配金
第1期	2009年 5月 0円
第2期	2010年 5月 0円
第3期	2011年 5月 0円
設定来累計	0円

分配金は1万口当り課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主な資産の状況 (マザーファンドベース)

※組入比率は、全て純資産総額に対する評価額の割合です(少数点第2位を四捨五入)。

組入上位10銘柄

(銘柄数:119銘柄)

順位	銘柄名	セクター	国	組入比率 (%)
1	サムスン電子	情報技術	韓国	3.7
2	ペトロレオ・ブラジレイロ ADR	エネルギー	ブラジル	3.3
3	ヴァーレ ADR	素材	ブラジル	3.3
4	サムスン・エンジニアリング	資本財・サービス	韓国	3.2
5	中国海洋石油	エネルギー	中国	3.1
6	アメリカ・モービル ADR	電気通信サービス	メキシコ	2.7
7	中国工商銀行	金融	中国	2.6
8	インベスティメントス・イタウ	金融	ブラジル	2.5
9	LG化学(エルジー・ケミカル)	素材	韓国	2.0
10	バンク・ラヤット・インドネシア	金融	インドネシア	2.0
組入上位10銘柄計				28.2

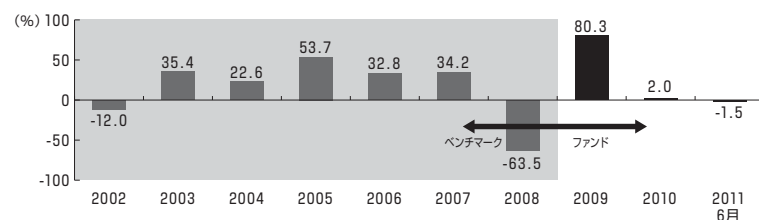
上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

国別配分

国	組入比率 (%)	国	組入比率 (%)
中国	21.1	南アフリカ	6.6
ブラジル	15.5	メキシコ	4.5
韓国	12.3	インドネシア	2.5
ロシア	8.5	チリ	2.4
インド	8.0	その他の国	8.5
台湾	7.0	現金その他	3.0
		合計	100.0

国別配分は、発行体の国籍や事業基盤等を考慮して区分しています。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。

ベンチマーク:MSCIエマージング・マーケット・インデックス (円ベース)

2008年以前はベンチマークの収益率を表示。2009年は設定日(1月14日)から年末までの収益率を表示、2011年は6月末までの収益率を表示しています。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ ベンチマークデータはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入申込対象者	当ファンドは、セパレートリー・マネージド・アカウント(SMA)に係る契約に基づいて、SMAの資金を運用するためのファンドであり、購入申込者は販売会社にSMA取引口座を開設された方等に限られます。
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額です。
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則、午後3時までに、販売会社が受け付けを完了したものを当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成23年8月30日から平成24年8月28日まで ※ 期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日には、購入および換金のお申込みはできません。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。)があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けたお申込みを取消することがあります。また、合理的な理由から信託財産に属する資産の効率的な運用が妨げられると委託会社が判断した場合は、購入のお申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	無期限です。(信託設定日：平成21年1月14日)
繰上償還	次のいずれかの場合は、信託を終了(繰上償還)する場合があります。 ・ 信託元本が10億円を下回ったとき ・ 受益者のため有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則、5月29日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則、年1回の毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※ 「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税引後再投資されます。
信託金の限度額	1,500億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.25%の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>純資産総額に対して年 1.239%(税抜年 1.18%)の率を乗じて得た額とします。</p> <p><運用管理費用の配分> (委託会社)年 0.8925% (税抜年 0.85%) <small>マザーファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。</small></p> <p>(販売会社)年 0.2625% (税抜年 0.25%)</p> <p>(受託会社)年 0.084% (税抜年 0.08%)</p> <p>※ 当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。</p>
その他の費用・手数料	<p>信託事務の処理に要する諸費用／金融商品等の売買時の売買委託手数料／外貨建資産の保管等に要する費用／信託財産に関する租税等</p> <p>※ 投資者の皆様が保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。</p> <p>監査報酬／受益権の管理事務に係る費用／法定書類関係(作成、印刷、交付等)費用等</p> <p>※ 純資産総額に対して年 0.1%(税込)の率を上限として、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります。かかる諸費用は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。</p>

※ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収益分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

※ 上記は、平成 23 年 7 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項＞

当ファンドは、主としてABエマーシング・グロース株式マザーファンド受益証券への投資を通じて外国の株式を投資対象としますので、投資する際に信託財産より対価や手数料が支払われます。また受渡代金の決済のため、為替取引を行うことがあります。このため、組入れた株式の価格の下落や、それらの発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。また、為替の変動により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

